

規制の事前評価書

1. 政策の名称

開示用電子情報処理組織（E D I N E T）使用時の届出手続の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企業開示課

3. 評価実施時期

平成 20 年 9 月 19 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

E D I N E Tを使用して、開示書類の提出等（電子開示手続・任意電子開示手続）を行う者は、あらかじめ当該者の氏名・住所・連絡先等を記載した届出書を財務局長等に提出することが必要。（但し、既に、届出を行っている場合は不要。）

② 問題点

重要な事項について虚偽記載のある開示書類がE D I N E Tに掲載されるといふ事態を受け、財務局等での開示書類に係る審査（迅速に虚偽の疑いのある書類に係る検出し、検出したものを調査し、必要であれば行政対応を行うこと）のより一層の迅速・効率化に向けた検討が行われたところ。（E D I N E T運用改善検討チーム「E D I N E T運用改善に関する論点整理」平成 20 年 2 月）

当該検討の中で、審査のより一層の迅速・効率化には、提出された書類の中から虚偽記載の疑いがあるものを調査対象書類として迅速に検出することが重要であり、提出者の類型等に応じて調査対象書類を検出するシステムを導入するとともに、当該システムを有効活用するために提出者情報の一層の把握に努めることが必要と指摘されている。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

提出者情報の一層の把握のためには、届出書の添付書類として、定款の他に、提出者情報を把握するための書類（登記事項証明書等）の添付も義務付けるなど、最新の提出者情報を把握する制度整備を行う必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

- ① 金融商品取引法施行令第14条の10第2項
- ② 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第2条

(3) 規制の新設又は改廃の内容

EDINETを使用して開示書類の提出等（電子開示手続・任意電子開示手続）を行うための届出において、当該届出者の定款その他の書類（登記事項証明書等）の添付を義務付ける。

また、当該届出者が定款その他の書類（登記事項証明書等）を定期的（3年毎）に提出している場合には、電子開示手続・任意電子開示手続の毎に行わなければならない届出を不要とする。

5. 想定される代替案

EDINETを使用して開示書類の提出等（電子開示手続・任意電子開示手続）を行うための届出において、当該届出者の定款その他の書類（登記事項証明書等）の添付を義務付ける。

また、当該届出者は、電子開示手続・任意電子開示手続を行うたびに届出を行わなければならないこととする。（定款その他の書類の定期的（3年毎）な提出をしている場合には、届出を不要とする規定は設けないこととする。）

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

現状では、既に電子開示手続・任意電子開示手続の届出を行った者は、再度、電子開示手続・任意電子開示手続を行う際に届出が不要となっているものの、本案では提出者情報の把握という観点から、定款その他の書類（登記事項証明書等）の定期的（3年毎）な提出という規制をかけているため、本案における遵守費用は、現行の規制に比べて、増加するものと考えられる。

② 代替案

代替案では、電子開示手続・任意電子開示手続のたびに届出を行うことを義務付けることとしており、現行の規制に比べて、遵守費用は増加するものと考えられる。

(2) 行政費用

① 本案

定款その他の書類（登記事項証明書等）の定期的な提出を求めることとなるため、

当該書類による提出者情報の確認に係る行政費用は増加するものと考えられる。

一方で、当該提出者情報をより一層把握することが可能となり、提出者の類型等に応じた調査対象書類の検出に係るシステムの有効活用が図れ、審査の迅速・効率化につながるため、現行の規制に比べ、審査に係る行政費用は減少するものと考えられる。

② 代替案

電子開示手続・任意電子開示手続のたびに届出を求めることになるため、当該書類による提出者情報の確認に係る費用は大きく増加するものと考えられる。

一方で、本案と同様に、提出書類の審査の迅速・効率化につながるため、現行の規制と比べ、審査に係る行政費用は減少するものと考えられる。

(3) その他の社会的費用

① 本案

今般のEDINET使用時の届出手続見直しは、投資者や発行会社等にとって重要な情報の迅速な開示を可能とするとともに、EDINETの運用を改善することによって投資者保護を図ることが可能とするものである。このため、投資者保護に支障が生じるといった社会的費用は発生しない。

② 代替案

本案と同様に、投資者保護を図ることが可能である。このため、投資者保護に支障が生じるといった社会的費用は発生しない。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

提出者情報の一層の把握に努めることで、提出者の類型等に応じて、虚偽記載の疑いがある書類を審査対象として迅速に検出することが可能となる。これにより、財務局等での開示書類に係る調査・必要な場合における行政対応等の一層の迅速・効率化につながり、市場の公正性・透明性の向上、投資者保護につながるものと考えられる。

② 代替案

本案と同様に、財務局等での開示書類に係る調査・必要な場合における行政対応等の一層の迅速・効率化につながるため、市場の公正性・透明性の向上、投資者保護につながるもの考える。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案は、電子開示手続・任意電子開示手続の届出において、定款の他、その他の書類（登記事項証明書等）の提出を求めるものであり、事業者の遵守費用及び当該書類の確認に係る行政費用が増加する。一方で、調査対象書類の検出のシステム化による行政費用は減少する。

また、財務局等での開示書類に係る審査の一層の迅速・効率化につながる今般の E D I N E T 使用時の届出手続の見直しは、先般、虚偽記載のある開示書類が E D I N E T に掲載されるというような事態に対応する再発防止策・危機管理策の策定という観点から、優先度の高い課題であるとともに、金融資本市場の重要なインフラである E D I N E T の運用改善は、市場の公正性・透明性の向上、投資者保護という大きな便益をもたらすものである。この便益の増加というプラスの効果は、費用の増加というマイナスの効果を上回ると考える。

(2) 代替案との比較

本案、代替案ともに、E D I N E T における開示書類の虚偽記載に係る再発防止・危機管理等の運用改善が図られることにより、市場の公正性・透明性の向上、投資者保護という大きな便益をもたらすものである。

但し、費用について、代替案では、電子開示手続・任意電子開示手続の度に届出を行うことを義務付けていることから、本案に比べて規制の遵守費用及び当該書類の確認のための行政費用が上回るものと考えられる。

従って、本案による改正が適当である。

9. 有識者の見解その他関連事項

E D I N E T 運用改善検討チーム「E D I N E T 運用改善に関する論点整理」（平成20年2月）において、「システムによるチェック機能をより強化するため、提出者が E D I N E T を使用する際に、あらかじめ（中略）以下のような方策を講ずることにより、提出者情報の一層の把握に努めることが考えられる。

＜具体的方策の例＞

イ) 提出者情報把握の充実・強化

- ◆ 添付書類として、法人の場合は定款に加え、登記事項証明書など実在性の確認をより確実にを行うための書類を加える。
- ◆ 届出書の記載事項として、現行の実在性に係る情報に加え、ログイン情報の取得目的などの実質的な情報を追加する。

ロ) ログイン情報を定期的に再確認する仕組みの導入

- ◆ ログイン情報について、一定期間（例えば3年）毎に再確認する仕組みを導入する。なお、法令に基づき金融庁、財務局等の監督対象とされている銀行、金融商品取引業者等については、弾力的な対応も可能とすることも含めて検討を行う。」とされている。

10. レビューを行う時期又は条件

改正後の規定の実施状況について、必要があると認めるときは検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。